

## 公共下水道工事と簡易水道工事のお知らせ

公共下水道工事と簡易水道工事を次のとおり行います。地域の皆さんには大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

### 【公共下水道工事】

- 工事箇所 ● 六郷字往還南地内から六郷字八百刈地内まで
- 予定工期 ● 8月中旬から11月下旬まで
- 作業時間 ● 午前8時～午後5時
- 交通規制 ● 片側交互通行(作業時間中)



### 【六郷東部地区簡易水道第1工区新設工事】

- 工事箇所 ● 六郷東根字一ツ屋地内から六郷東根字四天地地内まで
- 予定工期 ● 8月中旬から12月下旬まで
- 作業時間 ● 午前8時～午後5時
- 交通規制 ● 片側交互通行(作業時間中)



### 【六郷東部地区簡易水道第2工区新設工事】

- 工事箇所 ● 六郷東根字上関田地内から六郷東根上雀柳地内まで
- 予定工期 ● 8月中旬から12月下旬まで
- 作業時間 ● 午前8時～午後5時
- 交通規制 ● 片側交互通行(作業時間中)

※工事期間・施工時間は状況により変更する場合があります。

問い合わせ 役場(仙南庁舎)建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

## 巡回教育相談のお知らせ

県では、発達や行動などが気になるお子さんのための巡回教育相談を次のとおり行います。お気軽にご相談ください。

- 期 日 ● 8月16日(木)、17日(金)
- 時 間 ● 午前9時30分～午後4時30分
- 会 場 ● 大仙市大曲交流センター
- 申込方法 ● 町教育委員会学務課まで電話にてお申し込みください。
- 申込期限 ● 8月9日(木)



申込問い合わせ 町教育委員会(千畑庁舎)学務課 ☎0187(84)4914

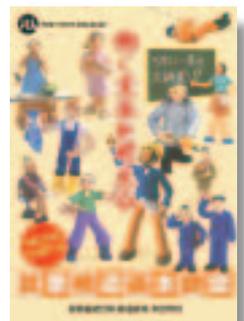
## 『働く未来を考える』

平成19年10月1日現在で**就業構造基本調査**を実施します

この調査は、就業等の状態を調べ、雇用施策及び就業構造に関する基礎資料を得ることを目的としています。

9月中に調査の対象となった世帯には、統計調査員が伺い調査票の記入をお願いしますので、ご協力をお願いします。

総務省統計局・秋田県・美郷町



## 美郷町職員を募集します

美郷町では、平成20年4月以降に採用予定の職員採用試験を次のとおり行います。

### ○試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
上級一般事務	若干名	一般的な行政事務に従事します。

### ○受験資格(1)の要件のいずれかを満たし、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

- (1)上級一般事務 ・昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。  
 ・昭和61年4月2日以降に生まれた者で大学卒または平成20年3月卒業見込の者
- (2)欠格事項 ・日本の国籍を有しない者  
 ・地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者

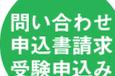
### ○試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

### ○申込受付期間 8月1日(水)～8月22日(水)

申し込みは平日の午後5時までとし、郵送の場合は8月22日(水)までに着信のものに限り受け付けます。土曜日・日曜日は受け付けません。

※詳しくは、町ホームページまたは広報7月号をご覧ください。



役場(六郷庁舎)総務課 行政班  
 〒019-1404 美郷町六郷字上町21  
 ☎0187(84)1111(内線1242) ☒0187(84)1117

## ～介護保険事務所からのお知らせ～

### 介護保険のサービスを利用する時は、 まず「申請」をして要介護認定を受けましょう

申請から要介護認定まで

#### ●申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

#### ●申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて町役場の介護保険担当課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。

#### ●要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。  
 なお、認定の有効期間は最長で24カ月です。(新規申請の方は6カ月です)
- ・認定は、原則として、申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。



介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912  
 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907